

一般社団法人H a p i p l u s



定 款

一般社団法人 Hapiplus 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人 Hapiplus と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を福岡市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、孤独に子育てをする環境をなくし、多世代が交流し支え合える社会づくりを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 子ども食堂の運営
2. 多世代交流イベントの企画・実施
3. 子育て中の親へのサポート活動
4. 地域住民向けのワークショップやセミナーの開催
5. 上記事業に準ずるすべての業務

(公告の方法)

第5条 当法人の公告は、電子公告により行う。

第2章 社員及び会員

(社員及び会員)

第6条 当法人の構成員は社員及び会員（以下、「社員等」という。）とし、社員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という。）上の社員とする。

2 この法人の会員は次の4種類とする。

- (1) スポンサー会員 当法人の目的に賛同して入会した法人
- (2) 賛助会員 当法人を賛助するために入会した個人
- (3) 学生会員 当法人の目的に賛同して入会した学生
- (4) ボランティア会員 当法人の活動に無償で協力する個人

(入会)

第7条 社員等として入会しようとする者は、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(入会金及び会費)

第8条 前条第2項各号の会員として入会した者は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(社員等の資格喪失)

第9条 社員等は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

1. 退社したとき
2. 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき
3. 1年以上会費を滞納したとき
4. 除名されたとき
5. 総社員の同意があったとき

(退社)

第10条 社員等は、いつでも退社することができる。ただし、やむを得ない事由があるときを除き、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第11条 当法人の社員等が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員等としての義務に違反するなどの除名すべき正当な事由があるときは、社員総会の決議により、その社員等を除名することができる。

第3章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、全ての社員をもって構成する。

(社員総会)

第13条 社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催する。

(招集)

第14条 社員総会の招集は、理事の過半数をもって決定し、代表理事が招集する

- 2 社員総会の招集通知は、会日より5日前までに各社員に対して発する。

(決議の方法)

第15条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

(議決権)

第16条 社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第17条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

2 代表理事に事故があるときは、当該社員総会で議長を選出する。

(議事録)

第18条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間備え置く。

第4章 役員

(員数)

第19条 当法人に、次の役員を置く。

理事 1名以上6名以内

(選任)

第20条 理事は、社員総会の決議によって選任する。

(任期)

第21条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(代表理事・職務権限)

第22条 当法人は、代表理事1名を置き、理事の互選により定める。

2 代表理事は、当法人を代表し、当法人の業務を統括する。

(役員の報酬等)

第23条 役員の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議をもって定める。

第5章 基金

(基金の拠出等)

第24条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

- 2 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。
- 3 基金の返還の手続については、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第6章 計算

(事業年度)

第25条 当法人の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第26条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度社員総会の一週間前までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を得るものとする。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。
- 3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(剰余金の分配禁止)

第27条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第7章 定款の変更・解散等

(定款の変更)

第28条 この定款を変更するには、社員総会の決議をもってする。

- 2 前項の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(解散)

第29条 当法人は、社員総会の決議によって解散する。

2 前項の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(残余財産の帰属)

第30条 当法人が解散した場合、当法人の残余財産は、同様の目的を持つ非営利法人に寄付する。

第8章 附 則

(最初の事業年度)

第31条 当法人の最初の事業年度は、当法人設立の日から令和8年2月28日までとする。

(設立時役員)

第32条 当法人の設立時理事、設立時代表理事は次のとおりとする。

設立時理事 金平 彩子

設立時理事 青木 昭憲

設立時理事 松澤 寛之

設立時理事 森山 優樹

福岡市南区日佐四丁目29番4号

設立時代表理事 金平 彩子

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第33条 設立時社員の氏名または名称及び住所は次のとおりである。

福岡市南区日佐四丁目29番4号

設立時社員 金平 彩子

横浜市金沢区富岡西七丁目41番1-202号

設立時社員 青木 昭憲

横浜市金沢区釜利谷東三丁目11番26号

設立時社員 松澤 寛之

福岡市中央区薬院二丁目14番10-1004号 藤和コープソシエ薬院

設立時社員 森山 優樹

(法令の準拠)

第34条 この定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令によるものとする。

以上、一般社団法人 Hapiplus 設立のため、設立時社員金平彩子ほか3名の定款作成代理人 安藤司法書士法人 社員 安藤功は、電磁的記録であるこの定款を作成し、これに電子署名をする。

令和7年2月25日

設立時社員 金平 彩子
設立時社員 青木 昭憲
設立時社員 松澤 寛之
設立時社員 森山 優樹

上記設立時社員4名の定款作成代理人

福岡市博多区銀天町二丁目3番8号
宿久ビル1階
安藤司法書士法人
社員 安藤 功

同一の情報の提供

提供の日付： 2025年 3月 12日

公証人： 長 倉 哲 夫



所属法務局： 福岡法務局

公証役場： 福岡公証役場

福岡市中央区舞鶴3丁目7番13号

請求対象の登簿管理番号： 25-2901002602002857

請求対象の文書種別： 電磁的記録の認証

請求対象の認証日： 2025年 3月 12日

請求対象の処理公証人： 長 倉 哲 夫

所属法務局： 福岡法務局

公証役場： 福岡公証役場

福岡市中央区舞鶴3丁目7番13号

認 証 文

これは、保存された電磁的記録に記録された情報と同一である。